

令和3年度 沖縄県障害者自立支援協議会

日時：令和4年1月26日（水）09:30～12:00

場所：オンライン開催（事務局：県庁14階商工労働部会議室）

会次第

1 報告事項

1) 各圏域における令和3年度活動報告

(1) 北部圏域の活動報告	09
(2) 中部圏域の活動報告	13
(3) 南部圏域の活動報告	15
(4) 宮古圏域の活動報告	17
(5) 八重山圏域の活動報告	20

2) 各部会の令和3年度活動報告

(1) 相談支援・人材育成部会の活動報告	23
(2) 療育・教育部会の活動報告	33
(3) 就労支援部会の活動報告	33
(4) 権利擁護部会の活動報告	34
(5) 住まい・地域支援部会の活動報告	39

2 協議事項

(1) 沖縄県相談支援専門員人材育成ビジョンの策定について	47
(2) 令和4年度沖縄県障害者自立支援協議会再編案について	56
(3) 第5次沖縄県障害者基本計画の策定について	61

3 意見交換等

【関連資料】※別冊

① 障害者手帳の交付状況	02
② 障害福祉サービスの内容と利用者数	03
③ 障害福祉サービス事業所数の推移	04
④ 計画相談実績	05
⑤ 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備状況	06
⑥ 相談支援体制の実態把握に係るアンケート調査	08
⑦ 医療的ケア児の支援体制（医療的ケア児の人数、 協議の場の設置状況、コーディネーター配置状況）	61
⑧ 共生社会の構築（沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい 社会づくり条例に基づく施策推進/虐待防止の推進）	62
⑨ 美ら島沖縄文化祭2022	65

【名簿・要綱等】

沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき設置する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項に定める会合は、県内の障害児・者及びその家族に対する支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として、意見等を聴取する。

(会合の名称)

第2条 前条に規定する会合は、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(意見等聴取事項)

第3条 県は、協議会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。

- (1) 県内の地域自立支援協議会単位ごとの支援体制の整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修会のあり方を含む）に関すること。
- (3) 専門的分野における支援方策に関すること。
- (4) 市町村基幹相談支援センター等機能強化事業及び沖縄県相談支援体制整備事業に関すること。
- (5) 沖縄県全域における関係機関の連携強化、社会資源開発・改善に関すること。
- (6) その他権利擁護の普及に関すること等。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は20名以内で、次の各号に掲げる者から構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 企業・不動産関係事業者
- (6) 障害者関係団体の代表者
- (7) 障害者等及びその家族
- (8) 市町村
- (9) 学識経験者
- (10) その他子ども生活福祉部長が必要と認める者

(期間)

第5条 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。

2 構成員は、再任することができる。

(会合の開催)

第6条 協議会の開催は、子ども生活福祉部長が通知する。

(議事進行)

第7条 協議会の議事進行は、子ども生活福祉部長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部長は協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

(部会)

第8条 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営に必要な事項は、障害福祉課長が別に定める。

(個人情報保護)

第9条 協議会の委員、協議会及び部会に出席した者は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、障害福祉課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。(部長決裁)

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。(部長決裁)

沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領

平成26年4月4日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第8条に基づき、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称及び所掌事項)

第2条 部会の名称及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	所掌事務
相談支援・人材育成部会	相談支援の質の向上、相談支援専門員等の人材育成の検討
療育・教育部会	障害児者の療育及び教育の課題の検討等
就労支援部会	就労支援の課題の検討等
住まい・地域支援部会	住まい及び地域生活の課題の検討等
権利擁護部会	障害児者の権利擁護の課題の検討等（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第26号）第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を含む）

(役員)

第3条 部会に部会長及び副部会長をおき、部会を構成する者（以下「部会員」という。）の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故がある時は、副部会長がその職務を代理する。

(部会員)

第4条 部会員は、運営要綱第4条に掲げる者、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業による専門職員及びそれらの者が推薦した者のうちから、障害福祉課長が依頼する。

- 2 部会員は、必要に応じて、次条で定める会議に部会員以外の者の出席を求め、部会長の許可を得て、部会員以外の者の意見又は説明を聴くことができる。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会及び障害福祉課長は、部会に対し、協議会での協議に必要な専門的事項等について、協議を求めることができる。
- 3 部会は、市町村協議会、障害者自立支援連絡会議等と連携を図るものとする。
- 4 部会の活動計画は、協議会の承認を得るものとし、部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。ただし活動計画に関し急施を要する場合で協議会を開くいとまがないときは、活動内容の報告のときの同意をもって協議会の承認に代えることができる。

(秘密の保持)

第6条 部会員及び構成員は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第7条 第4条の規定により決定された者の任期は、2年とする。

2 部会員は、再任することができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、平成26年4月4日から施行する。

附則

1 この要領は、平成28年4月15日から施行する。

令和3年度 沖縄県障害者自立支援協議会 委員名簿

	任期	再任・新規	分野	委員名	所属・職名	障害種別等
1	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任	相談支援事業者	伊波 剛	社会福祉法人 五和会 地域生活支援事業所 うむさばる 相談支援専門員	相談支援
2	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	新規	相談支援事業者	玉那覇 奈々	(福)ハイジ福祉会グリーンホーム 相談支援事業所PONT 相談支援専門員	相談支援
3	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任	障害福祉サービス事業者	小浜 ゆかり	NPO法人わくわくの会 さぼーとせんたーi 所長	身体障害、児童
4	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任	保健・医療関係者	高良 幸伸	沖縄中部療育医療センター 院長	児童・発達障害
5	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	(推薦)	保健・医療関係者	山城 涼子	医療法人 晴明会 糸満晴明病院 地域医療部リハビリ部長 【(一社)精神保健福祉士協会 副会長】	精神障害
6	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	新規 (推薦)	教育・雇用関係機関	瀬長 忍	県立那覇特別支援学校 校長	行政(教育)
7	R3. 10. 12 (承諾 日)～ R4. 12. 31	新規 (役職指 定)	教育・雇用関係機関	濱元 伸	県教育庁県立学校教育課 主任指導主事	行政(教育)
8	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任 (役職指 定)	教育・雇用関係機関	名倉 彰子	沖縄障害者職業センター 所長	行政(雇用)
9	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	新規	教育・雇用関係機関	阿部 慎哉	南部地区障がい者就業・生活支援センターブリッジ センター長	雇用
10	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任	障害者等及びその家族	田中 寛	沖縄県手をつなぐ育成会 会長	知的障害
11	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任	障害者等及びその家族	上里 一之	ピアサポートセンターほると ピアサポーター	身体障害
12	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任 (推薦)	障害者関係団体の代表者	増山 幸司	沖縄県精神保健福祉連合会 理事	精神障害
13	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任 (役職指 定)	市町村	兼城 安史	沖縄市障がい福祉課 課長	行政(市町村)
14	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	新規 (役職指 定)	市町村	狩俣 博幸	宮古島市障がい福祉課 課長	行政(市町村)
15	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任	学識経験者	島村 聡	沖縄大学 教授	教育(福祉)
16	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任	圏域アドバイザー	安村 勤	(特非)名護市障がい者関係団体協議会 地域生活支援センターウェブ 所長	北部圏域 アドバイザー
17	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任	圏域アドバイザー	津波古 悟	(一社)人文福祉会 代表理事	中部圏域 アドバイザー
18	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任	圏域アドバイザー	溝口 哲哉	(特非)おきなわ障がい者相談支援ネットワーク理事長	南部圏域 アドバイザー
19	R3. 1. 1～ R4. 12. 31	再任	圏域アドバイザー	下地 晃次	(特非) マーズ くこりもや相談支援センター	宮古圏域 アドバイザー

令和3年度 沖縄県自立支援協議会体制図

令和3年4月1日現在
 沖縄県子ども生活福祉部
 障害福祉課

沖縄県自立支援協議会

(障害者総合支援法89の3①)

【役割】

- ① 地域の実態把握・情報共有
- ② 地域の支援体制のバックアップ
- ③ 全体的課題の把握・助言
- ④ 専門的分野の支援法策の普及
- ⑤ 人材育成

【構成員(19名)】

- ① 相談支援事業者(2)
- ② 障害福祉サービス事業者(1)
- ③ 保健・医療関係者(2)
- ④ 教育・雇用関係機関(4)
- ⑤ 企業・不動産関係事業者(-)
- ⑥ 障害者関係団体の代表者(1)
- ⑦ 障害者及びその家族(2)
- ⑧ 市町村(2)
- ⑨ 学識経験者(1)
- ⑩ 知事が必要と認める者(4)(圏域アドバイザー)



部会

※各分野ごとの課題等を協議、情報共有

(1)相談支援・人材育成部会

(2)療育・教育部会

(3)就労支援部会

(4)権利擁護部会
 (差別解消支援地域協議会)

(5)住まい・地域支援部会

ワーキング・グループ

※特定テーマを集中的に協議

a. ケアマネワーキング

b. 現任研ワーキング

c. 初任研ワーキング

d. サビ管ワーキング

e. 主任研ワーキング

f. 強度行動障害ワーキング

a. 医療的ケア児ワーキング
 (「協議の場」)

a. 一般就労ワーキング

b. 福祉的就労ワーキング

a. 虐待防止ワーキング
 (意思決定支援ワーキング)

a. 地域移行・定着ワーキング

各圏域自立支援連絡会議

(事務局：各圏域福祉事務所)

部会

(1)相談部会

(北部、中部、南部、宮古)

(2)療育・教育部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(3)就労部会

(北部、中部、南部、八重山)

(4)住まい・地域支援部会

(北部、中部、南部、八重山)

※各圏域ごとの課題等を協議、情報共有

【関係する協議会・機関等(抜粋)】

○沖縄県障害者施策推進協議会
 (障害者基本法36①)

○沖縄県発達障害者支援センター
 (地域生活支援事業)

○障害者就業・生活支援センター
 (地域生活支援事業※生活支援分)

○沖縄県居住支援協議会
 (住宅セーフティーネット法5①)

○沖縄県精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連絡協議会
 (地域生活支援事業)

市町村自立支援協議会
 (障害者総合支援法89の3①)



・アドバイザーは、各圏域の市町村や事業所等の支援、情報収集、調整等を行うにつ、各部会、ワーキング、関係機関等への関与を通じ、県全体の取り組みと地域との連携を図る

・「コラボレーター」を配置し、アドバイザーを補佐するとともに、より円滑な協議・連携を図る

圈域活動報告

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

1. 北部圏域（北部福祉事務所）

部会名等	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
① 相談部会	1) 相談支援専門員人材育成・資質向上	相談支援体制について ○サービス等利用計画の作成の等 ・新規に利用を希望する方の計画作成受入が困難もしくは時間がかかる ・相談支援専門員の資質の向上が必須（人材育成・ネットワーク構築） 上記踏まえ資質向上を目指す。 行政機関・相談支援事業所・サービス提供事業所、医療機関、他障害者の相談に関わる方のスキルup	1 相談支援従事者等研修会の開催 ↓ (1) 圏域の障害者支援に関わる関係者に対する研修。他圏域アドバイザーへ協力依頼。 目的：支援者のスキルUP（ケアマネジメント強化）、情報の共有、連携強化など研修会実施 ◎第1回 日時：令和3年7月13日(火)14:00～16:00（ZOOM開催） 参加者：圏域相談支援専門員、サービス管理責任者等(49名参加) 【講義1】相談支援専門員 サービス管理責任者の研修について 講師：南部圏域AD 溝口哲哉氏 【講義2】ケアマネジメント基礎編 「ニーズってなに？」 講師： 中部圏域AD 津波古悟氏 ◎第2回 日時：令和3年11月24日(水)14:00～16:00（ZOOM開催） 参加者：圏域相談支援専門員、サービス管理責任者、市町村職員等(53名参加) 【講義1】意思決定支援について 講師：南部圏域AD溝口哲哉氏 【講義2】ケアマネジメントプロセスの再確認 講師：中部圏域AD津波古悟氏	1 人材育成 (1) 相談支援専門員のフォローアップ (2) 資質向上・質の担保 (3) 効果的な研修会の企画・開催 2 地域づくり 自立支援協議会の運営 自立支援協議会を活性化、その他 3 地域生活支援拠点について
	2) 圏域連絡会議にて市町村担当者（新任）の制度・仕組等情報の得られる場が必要ではないか、提案ある。	市町村担当者（新任）制度・仕組等情報の得られる機会が少ない。 ○フォローアップ連絡会に組み入れた。	フォローアップ連絡会の開催 ↓ (1)目的：相談支援専門員のスキルUP（ケアマネジメント強化）、情報の共有、連携強化、サービス等利用計画作成に関することなど (2) 対象者：市町村職員・圏域内相談支援専門員等 (3) 開催日：令和3年6月2日（水）14：00～16：00（ZOOM開催） (4)講師： 南部圏域AD溝口哲哉氏 沖縄県障害福祉課 仲村美幸氏 (5)参加者：北部福祉事務所 市町村 委託相談指定特定相談支援事業所 (6)内容：①相談支援専門員関連法定研修 ②自立支援協議会及び相談支援体制強化に向けた取り組みについて ③地域生活支援拠点等について ④新型コロナウイルス感染症対策	
	3) サービス管理責任者連絡会 サービス管理責任者のネットワーク構築	平成27年9月沖縄県障害者自立支援協議会 相談支援・人材育成部会（主管：ケアマネワーキング） 「相談支援体制の充実のための取組と提言」より ・サービス管理責任者は、対外的なこと、事業所内部の調整等々、日々迷いながら努めていることや、相談ができず一人で抱え込んでしまう等あり、スーパーバイズが必要。 ・支援現場からの情報収集が難しい。 ・業務の整理が難しい。個別支援計画をじっくり作成する時間が取れない。 北部圏域においてもサービス管理責任者の支援スキル資質の向上、ネットワーク構築が必要との声があり、平成28年7月よりサービス管理責任者連絡会準備会を月/1回開催。	(1)サービス管理責任者連絡会 目的：サービス管理責任者の支援スキル資質の向上、ネットワーク構築を目的に連絡会開催。 開催：2ヶ月/1回程度 参加者：北部福祉事務所圏域の委託相談支援事業所、圏域AD、サービス管理責任者（各分野より）就労 GH 入所児童分野より招聘 (2)サービス管理責任者研修会 開催日：8月4日（水）14：00～16：30（ZOOM） 内容：①新型コロナウイルス感染防止対策に関する研修 ②沖縄県の取組について 講師：①北部保健所（主任保健師）玉城浩江氏 講師：②沖縄県障害福祉課 仲村美幸氏 ※当初は北部圏域のみで行う予定であった近々の課題であるため他圏域も参加可能にするため本庁事業にて開催となる。	サービス管理責任者の資質の向上・ネットワークの構築について話し合うテーブルづくり ↓ 感染対策に関する研修会の必要性

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

1. 北部圏域（北部福祉事務所）

部会名等	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
① 相談部会	4)自立支援連絡会議 事務局会議 相談支援専門員人材育成・資質向上 相談支援専門員のフォローアップ（一人事業所の支援）	圏域の情報共有及び自立支援連絡会議の方向性の確認 相談支援事業所（相談支援専門員） 圏域内の相談支援事業の状況は令和3年6月現在16事業所中10件が一人相談支援専門員という状況下にある。 ※相談支援専門員の経験年数は過半数が5年未満 ↓ 事業所内では相談支援専門員のフォローが困難。 ・相談支援専門員が委託相談等の事業所に気軽に相談できる仕組みづくりが必要。	1 定期的毎月開催 年/12回 北部福祉事務所地域福祉班、委託相談支援事業所、圏域アドバイザー、コーディネーター 北部圏域相談支援専門員連絡会 目的：管内の相談支援専門員のスキルアップ及び連携の強化を目的に実施 対象：管内の相談支援専門員 開催日程：年2～3回 ◎第1回 開催日：4月27日（火）14：00～ 参加者：12事業所 24名参加 内容：①令和2年度相談部会の取組について ②令和3年度相談部会取組計画について ③各事業所の取組状況について ◎第2回 開催日：10月26日（水）14：00～16：00(ZOOM) 参加者：10事業所 17名参加 内容：①北部圏域における相談支援専門員の現状について ②圏域内相談支援事業所アンケートについて ③情報交換	感染対策とZOOM等活用した、研修等の開催
	5)地域移行・地域定着支援ワーキング	・地域移行に関する事業推進 ①地域における医療と福祉の連携体制整備 上記踏まえ資質向上を目指す。 行政機関・相談支援事業所・サービス提供事業所、医療機関、他障害者の相談に関わる方のスキルup	1 地域移行・地域定着支援ワーキング コア会議 ① 開催日：令和3年5月25日（火）11：00～ 場 所：北部保健・福祉合同庁舎 参加者：委託相談 圏域AD、北部保健所 内 容：県より市町村へ事例報告の依頼ある等共有する。 ② 開催日：令和3年9月22日（水）11：00～(ZOOM) 参加者：委託相談 圏域AD 北部保健所 内 容：地域移行・地域定着支援に関する協議の場 市町村1事例の提出について ③ 開催日：令和3年10月26日（火）11：00～(ZOOM) 参加者：委託相談 圏域AD 北部保健所 内 容：地域移行・地域定着支援に関する協議の場、市町村事例・取組の紹介、意見交換 2 地域移行・地域定着支援ワーキング 開催日：令和3年11月25日（木）14：00～16：00(ZOOM) 参加者：名護市 本部町 今帰仁村 国頭村 大宜味村 東村 伊江村 名桜大 訪問看護ステーションデューン 委託相談支援事業所 琉球病院 宮里病院 本部記念病院、北部保健所 内 容：市町村より事例の報告、北部管内の在院者数について、意見交換	

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

1. 北部圏域（北部福祉事務所）

部会 名等	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
② 療育・ 教育部会	発達障害児者支援体制整備	<p>◎どの市町村においても、親（保護者）支援の必要性があがっている。保護者は、「生活」という、長く密度の濃い時間を子供と過ごす。保護者が子育てに困りながらも、「どう付き合っていこうか」「何ができそうか」と考えて行動できるように、支援者がサポートできる仕組み（在り方）が求められている。</p> <p>○29年度 大宜味村（子ども専門部会）で、ペアレントプログラムを名護療育医療センターとの協働で実施することができ、その取組みを当部会で共有。（現在は実施なし）</p> <p>○30年度は国頭村がペアレントプログラムを実施。国頭村は継続して取り組んでいる。</p>	<p>■ペアレント・プログラムの活用</p> <p>・昨年度、ペアレントプログラムの実践報告会を実施し、今年度、2自治体が実施に向け動き出した。そこで、第2回の北部圏域療育部会でペアレントプログラムを実施した自治体から取組報告してもらい共有していきたい。</p> <p>■北部圏域 発達障害児者支援研修会</p> <p>今年度計画では、11月に研修実施予定をしていたが、準備ができず未実施となった。</p>	<p>・ペアレント・プログラムについて、各市町村で取組を参考にできるように、好事例について各市町村とも共有していきたい。</p> <p>・世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間について、一般に広く自閉症等に関する啓発を行う取組が北部圏域では少ないことから、各市町村協力のもと啓発週間に合わせたイベント等が実施できないか今後検討したい。</p>
	医療的ケアを必要とするご家族が利用できる資源や制度について	<p>・国も医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう施策が進められている。北部圏域内でも、医療機関を退院して地域生活に移行する場合、又は地域生活を継続する場合には、家族にきめ細かな支援が求められ、多職種で援助していくことが想定される。そこで、多職種からご家族に資源や制度について情報を届けていけるツールが必要と考える。</p>	<p>■「ガイドブック作成委員会」</p> <p>◎参加者： 名護療育医療センター（欠席）、名護市、北部保健所、北部福祉事務所、うむさばる</p> <p>◎日時：令和3年11月22日</p> <p>◎内容： ・令和4年度版のガイドブックについて、修正・追加箇所、周知の方法等について確認していく ・令和3年6月「医療的ケア児支援法が成立」した事も踏まえ、研修会の実施に向け検討中。</p> <p>◎結果： ・サポートガイドの詳細版作成について、県療育教育部会での作成していく予定があるかを確認し、県で進めていくのであれば、それを活用していきたい。 ・相談窓口情報・連絡先一覧の関係機関へ連絡先等名称に変更がないかの確認を行い、令和4年版発行を目指す。</p>	<p>・医療的ケア児への支援について、複数の自治体で支援が提供されている中で、抱えている課題があると推測される。そこで、自治体からの課題が圏域で報告し、そして協議していく場が今年度からない状況なので、早急に準備していくことが必要。</p>
③ 就労部会	①北部圏域の福祉サービス事業所の情報提供のあり方検討	①ワムネットへの掲載促進や県ホームページへ就労支援事業所リストを更新するなどの方法で管内の事業所情を提供する	①北部福祉事務所ホームページへ管内就労支援事業所の事業所一覧を更新	①管内の就労移行支援事業の実態について把握する必要があるため、管内就労移行支援事業所向けに、課題等を確認するためアンケート調査予定
	②就労支援事業所の連絡会議の開催	②各事業所のスキルアップや連携構築に有効に継続して取り組む必要がある	②9/2に開催（ZOOM）。県障害福祉課から障害福祉サービス等報酬改定における改定内容やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の法定研修の見直し等について説明いただいた。 また沖縄セルフセンター主催11/30「障害者工賃向上支援事業職員研修会」経営力・工賃向上セミナー」の案内	②今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン開催。来年度は各事業所で情報交換が図れるようにグループワークを取り入れるなどして、優先調達推進法・工賃・就職・その他課題等を共有していく
	③就労支援事業所のスキルアップに関すること	③就労支援員のスキルアップを行う	③12/14に開催予定（ZOOM） 沖縄障害者職業センター瓜生主任から「精神障がいのある方の理解と支援」について説明いただく予定	③就労支援事業所連絡会等でお出された課題に沿って研修会を企画する
	④各市町村の就労に関する取組み状況把握	④各市町村の就労支援の取組等現状や状況等を県連絡会へ報告し共有する	④調査予定	④各市町村へアンケートを依頼。 ・就労支援部会の設置状況 ・優先調達推進法の現状報告 ・公的機関の障害者雇用状況と今後の採用について

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

1. 北部圏域（北部福祉事務所）

部会名等	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
④ 住 ま い ・ 地 域 支 援 部 会	1 地域生活支援拠点等の体制整備について	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支える地域づくりが求められている。 地域生活支援拠点等の体制整備する上で、市町村の自立支援協議会を活用し様々な資源を結び付け、北部の地域性を生かし、地域で障がい児者やそのご家族が安心して生活をするための体制整備について本会にて取組と課題を共有することで北部圏域の促進を目指す。	令和3年度第一回 住まい暮らし部会 令和3年6月21日（月） 9市町村へ確認事項 （ア）住まい暮らし分野の令和2年度取組内容及び令和3年度重点取組事項 （イ）地域生活支援拠点等の体制整備について整備状況及び取組内容について （ウ）新型コロナウイルス感染症対策に向けた対応状況について	1 緊急時を生まない日頃の関わり、支援について ①ニーズの掘り起し ・高齢の親と同居する当事者世帯 ・支援区分の申請による体験の準備 ・生活支援拠点等の体制整備に関する周知、広報 住民向け／役所の多分野の課にも「ひきこもり」や「生活困窮」が見受けられる、懸念される世帯の介入支援について障がい分野と連携できないか周知が必要 ②「いざという時の備え」について もしも・・・ 自宅に居る時に怪我をしたら？ 発熱が続いたら？ 具合が悪くなったら？ 計画相談利用者の「サービス等利用計画」に「いざという時の備え」について、支援計画があるといいなあ
	2 居宅介護、短期入所、移動支援等のサービス提供について情報共有を図る	住まい暮らしに関する地域の受け皿について、課題を抽出、整理し、生活に不安を抱える障がい児者、ご家族が故郷や住み慣れた地域で住み続けるための手立てとなるよう努め、かつ北部の市町村の福祉サービスの実施、提供の状況について情報共有することで促進を目指す。	居宅介護・短期入所に関するアンケートの実施 第一回北部圏域住まい暮らし部会にて共有 目的：地域生活支援拠点等の体制整備に伴う取組の中で「住み続けられる」ための様々な受け皿が必要とされ、北部家に帰るための課題を整理し、必要な取り組みについて情報共有する。	2 緊急一時保護先の拡充 ・市にサービスが集中している ・就労訓練事業はどの市町村にもある ・居宅介護サービスが利用できない地域がある ・GHを利用する為にはサービスのある市町村へ転居しなくてはならない
	3 地域移行・地域定着支援ワーキング	・地域移行に関する事業推進 ①地域における医療と福祉の連携体制整備 上記踏まえ資質向上を目指す。 行政機関・相談支援事業所・サービス提供事業所、医療機関、他障害者の相談に関わる方のスキルup	1 地域移行・地域定着支援ワーキング コア会議 ① 開催日：令和3年5月25日（火）11：00～ 場 所：北部保健・福祉合同庁舎 参加者：委託相談 圏域AD、北部保健所 内容：県より市町村へ事例報告の依頼ある等共有する。 ② 開催日：令和3年9月22日（水）11：00～（ZOOM） 参加者：委託相談、圏域AD、北部保健所 内容：地域移行・地域定着支援に関する協議の場、市町村1事例の提出について ③ 開催日：令和3年10月26日（火）11：00～（ZOOM） 参加者：委託相談、圏域AD、北部保健所 内容：地域移行・地域定着支援に関する協議の場、市町村事例・取組の紹介、意見交換 2 地域移行・地域定着支援ワーキング 開催日：令和3年11月25日（木）14：00～16：00（ZOOM） 参加者：名護市、本部町、今帰仁村、国頭村、大宜味村、東村、伊江村、名桜大、訪問看護ステーションデューン、委託相談支援事業所、琉球病院、宮里病院、本部記念病院、北部保健所 内容：市町村より事例の報告、北部管内の在院者数について、意見交換等	1 市町村より事例報告 事例より課題を整理し 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のヒントづくり

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

2. 中部圏域（中部福祉事務所）

部会名	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
① 相談部会	○第1回相談支援従事者等研修会	令和3年9月24日オンライン実施	90名参加 ①自立支援協議会及び相談支援体制について ②ケアマネジメント手法の基本の在り方を再確認 ③法定研修について ④障害福祉サービス等の実地検査と相談支援専門員の質の向上を目指して	・一人事業所が多いので意図的に相談員同士の顔がつながるような研修会を企画する ・多くの相談支援専門員がその仕事は「難しく、厳しく、ハード」と話されている。なので次年度は、その大変さの中にあるやりがいや楽しさといったことに着目し、先輩相談員（現任者）による実践報告会を実施し、少しでも負のイメージが払拭できるようにする ・プランを作成する中で、フォーマルとインフォーマルのバランスを常に意識し、特にインフォーマル資源を活用する際、必要に応じて地域自立支援協議会及び各種部会へ積極的に参画できるようにする
	○第2回相談支援従事者等研修会	令和4年2月8日実施予定	委託相談員向け研修会	委託相談員の役割とは何か・基幹相談員の役割とは何か・計画相談員の役割とは何か・その役割を明確にし、連携強化の在り方を学ぶ
	○4部会合同研修「来て！見て！みらい発見！お仕事体験ウィーク」	11/2～11/6 中部圏域8市町村の協力企業にて就労体験（当事者ととも支援者、保護者も体験する）	11/12 ～国の施策から～わが街の雇用を考え雇用をつくる！！にて体験会の振りかえりを行った	就労に関するアセスメント力やそのエンパワーメントの視点について、引き続き就労部会とタイアップし、研修会を企画する中で、そのスキルを学ぶ
② 療育・教育部会	○4部会合同研修「来て！見て！みらい発見！お仕事体験ウィーク」	就労を視野にいれた療育を考える	①11/2～11/6 中部圏域8市町村の協力企業にて就労体験（当事者ととも支援者、保護者も体験する） ②11/12 ～国の施策から～わが街の雇用を考え雇用をつくる！！にて体験会の振りかえりを行った	①児童期から就労に向かって、その支援は始まっている。先ず家庭できる支援として、日頃から食器洗いや掃除、洗濯といった家事全般をご本人の能力に応じてその役割を持たせることが大事。しかしその役割が過度な支援にならないよう注意する。 ②学校や放課後等デイについては、ライフステージを見据えたその療育（教育）プログラムの充実が求められている。（特に放課後等デイにおける中高校生の個別支援計画書の在り方が問われている）
	○中部圏域「教育と福祉」連携推進連絡会の開催	トライアングルプロジェクトうるま市や沖縄市の好事例を紹介し、圏域内での普及を図る	R3年12月15日 実施（137名聴講）	教育と福祉の連携について福祉主催の研修に教育側が参加しやすいように教育側の年間計画の中にその研修開催を記す（位置づける）ことができないか検討する
	医療的ケア児と家族の育児・療育サポートガイドについて（アンケート調査）	R2年度作成したサポートガイドの配布状況等を配布機関に対しアンケート		サポートガイドの内容を説明できる行政窓口があってこそそのシートは活用される。また、行政や相談員がその関連機関について、どれだけの情報を持っているかによって、その活用の幅（充実度）は変わってくる。それからするとファーストコンタクトを担うコーディネーターの役割は大きい。
	医療的ケア児コーディネーター養成研修を受講された職員の活動状況の把握について（市町村アンケート）	各市町村のコーディネーターの位置づけ、活動状況を調査	沖縄市が先進地域である	○保健所（小児慢性）との連携の必要性。手続きだけに留まるケースがあるので、地域へのつながりも必要。 ○医療・保健・福祉の連携が必要。つながりが必要。 ○保育所での医療的ケア児の受け入れ体制の未整備。
	中部圏域医療的ケア児等コーディネーター連絡会	R4養成受講者も含めた顔あわせ、つながりづくり。市町村も一緒に役割をあらためて考える。好事例の紹介	R4年2月24日実施予定	多くの市町村において、医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講者同士が集まり、その役割について話し合うことが行われていない。

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

2. 中部圏域（中部福祉事務所）

部会名	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
③ 就労部会	○来て！見て！みらい発見！お仕事体験ウィーク	令和3年11月2日～6日に実施予定	①中部圏域の企業（8市町村）で就業体験を通して、それぞれの企業の仕事内容を見て、体験し、選択肢を広げ、働く意欲を高め、更にマッチングと雇用促進を図る ②11/12 ～国の施策から～わが街の雇用を考え雇用をつくる！！にて体験会の振りかえりを行った	一般就労へのステップアップの意識付け
	○市町村の障がい福祉課を巡回（情報交換会を開催）オンラインにて	各市町村との個別情報交換会の際に、障害者福祉計画の中において、福祉から一般就労の数値目標等、取組に関する意見交換をおこなった。 又、圏域の就労部会・なかぼつセンター花灯も協力体制がある旨を伝えた。		各市町村において、就労：雇用について話し合いの場が設置されていない所は、そのテーブル作りを働きかけ。→就労部会
④ 住まい・地域支援部会	4部会合同研修「来て！見て！みらい発見！お仕事体験ウィーク」	①グループホームの1日を紹介 ②グループホームから一人暮らしへ移行した方を紹介	①11/2～11/6 中部圏域8市町村の協力企業にて就労体験。在宅勤務の方や、グループホームから一人暮らしへ移行して、就労している方を動画撮影し、Youtubeで紹介 ②11/12シンポジウム『～国の施策から～わが街の雇用を考え雇用をつくる！！』にて体験会の振りかえりを行った	経済的自立⇒就労⇒定着へつなげる
	精神障がい者の地域移行・定着支援に係る1市町村1事例の取り組み報告のサポートについて	1市町村1事例の取り組み報告についてどのようにサポートしていくかについて確認する。	①コーディネーターが圏域アドバイザーの市町村巡回に同行し、その取り組みを確認する。コーディネーターは必要に応じてそのサポートに入る。 ②12月現在、中部圏域全市町村がその取り組みの進捗について報告される。 ③報告された内容を確認し、PSW協会主催の研修会（多職種合同）において、読谷村の取り組みを発表（紹介）する。	精神障がい者の地域移行については、既に話し合うテーブルを設置し、先駆的に取り組んでいる市町村とそうでない市町村があるので、引き続き協議を重ね、そのサポート体制の構築ができればと考える。

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

3. 南部圏域（南部福祉事務所）

部会名	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
① 相談部会	<p>○5月より毎月第4木曜日の午前中でZoomにて、部会を実施。</p> <p>○圏域研修を年に2回（7月、R4年2月）実施。</p> <p>○各市町村の基幹相談員や委託相談員が代表となり委員で参加してもらう。</p> <p>○今年度の重点目標を設定する。</p>	<p>構成委員は各市町村の基幹や委託から相談員が1～2人の参加で計13人。オブザーバーは6人で各部会の部会長やコラボレーターや、がじゅまーるに参加してもらう。重点目標として、①相談員のモチベーションアップ、相談員の人材育成、定着。 ②市町村の課題の把握、圏域の課題の把握、共有、改善に向けての取り組み。③地域生活支援拠点等整備の取り組み。の3つに重きを置き意見交換と情報共有を行う。また市町村の報告については、報告書を作成し、参加出来ない時でも共有出来るようにしている。7月14日に今年度、第1回目の研修会を実施。内容は溝口アドバイザーより、相談支援専門員の研修について。県障害福祉課 仲村氏より相談支援体制の教科について県の取り組みや、地域生活支援拠点、コロナウイルス感染症対策についての報告。グループワークを実施。</p>	<p>○市町村の状況報告では、各部会の動き、協議内容を報告する事で、各市町村の動きを共有する事が出来ている。また市町村における1事例の取り組みについても進捗状況を確認する事が出来た。また課題も共有する事で圏域としての課題の把握が出来ている。</p> <p>○第1回の研修では93人が参加している。</p>	<p>○グループホームが増えてきた事での課題。 ・グループホームの職員が本来の支援をせずにそのフォローを相談員が行っているケースが増えてきている。 ・区分を求める事業所が増えてきている。 ⇒グループホーム職員（特に精神）に対しての研修等の実施を県として行えないか。</p> <p>○コロナウイルス関連。 ・医療的ケアのある対象者が罹患した時、もしくは濃厚接触者になった時の受け入れ先が見つからない。 ⇒圏域として、箱の準備と人材の派遣作りができないか。またコロナウイルスに特化した部会（ワーキング）等の設置。</p> <p>○離島支援について。 寄宿舎やグループホームのように支給決定が離島の場合、連携が取りにくかったり、使える支援が使えなかったりと差がある。 ⇒市町村で格差がないように、圏域や県としての仕組み作りが必要。</p>
② 療育・教育部会	<p>医療的ケア児支援について</p>	<p>会議や研修をとおして、広く情報を発信し、関係機関の連携構築を行う。</p>	<p>○南部地区障害者自立支援連絡会議 第1回療育教育部会ZOOM会議 日時：令和3年7月21日（計1回） 内容： 部会メンバーと情報の共有</p> <p>○「市町村における医療的ケア児の支援体制整備について」ZOOM研修会の開催 日時：令和3年11月30日 参加者127名</p>	<p>関係機関との連携・情報共有を進めること。 コロナ禍での支援の方法の検討。</p>
③ 就労部会	<p>・新型コロナウイルス感染症に関する事業所への状況把握</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症による影響をアンケートにて調査実施</p>	<p>・アンケート集計 ・各市町村就労部会にてフィードバックと状況把握・意見交換を実施。</p>	<p>・2021年2月15日にアンケート報告会と事業所間情報交換会を実施予定</p>
④ 住まい・地域支援部会	<p>住まい暮らし部会の再編成</p>	<p>令和2年度はコロナ禍で部会活動がなく、部会のあり方について見直しを実施した。これまでも、部会における情報共有のあり方、課題抽出における構成員の見直しも検討されていた。（添付資料参照） （目標） ・圏域情報共有とワーキング内容の確認（内容） ・構成員の見直し ・各部会へ住まい部会長がオブザーバー参加し、圏域の情報共有と課題把握 ・ワーキング内容の確認 ・年度計画と振り返りの実施</p>	<p>第1回：令和3年6月22日（火） ・令和2年度の各部会活動状況の共有 ・新しい圏域住まい地域支援部会の運営方法について ・年度計画について ・1市町村1事例の取り組みについて（周知）</p> <p>第2回：令和4年2月（実施予定）</p>	<p>第3回ワーキングの報告をまとめ、課題・提言を提示する予定。</p> <p>* 圏域他部会との情報共有と連携 * 保健所主催の連絡会議等との情報共有と連携</p>

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

3. 南部圏域（南部福祉事務所）

部会名	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
④ 住 ま い ・ 地 域 支 援 部 会	地域移行・定着ワーキング新設・実施	<p>※詳細は添付資料を参照 (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例を通して社会資源（ハード）と人材育成（ソフト）の整理と開発・育成する。 <p>(テーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度（案）事例から資源が見える ・2022年度（案）新しい資源を提案する ・2023年度（案）人材育成する <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例の分析・整理（課題の整理、より良くなる点） ・構成員の意見を引き出す（保健・医療・福祉から応援できること） ・圏域づくりに必要なアイデアを考える 	<p>第1回：令和3年7月8日（木）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好事例の検討 ・関係機関の状況報告 <p>第2回：令和3年10月12日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好事例の追加報告・検討 ・関係機関の状況報告 ・1市町村1事例報告状況（圏域市町村） <p>第3回：令和4年1月25日（火）</p> <p>※開催予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好事例まとめ ・関係機関の状況報告 ・1市町村1事例報告状況（圏域市町村） 	<p>第3回ワーキングの報告をまとめ、課題・提言を提示し、部会に提出する予定。</p> <p>* 圏域他部会との情報共有と連携 * 保健所主催の連絡会議等との情報共有と連携 * 市町村事例から課題整理し 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けてヒントなる好事例等情報提供する。</p>
	その他	<p>部会員における圏域（各市町村）の地域移行・定着支援体制整備のサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域アドバイザーおよびコーディネーターのサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・1市町村1事例まとめについて、圏域アドバイザー・コーディネーターと共に部長・部会員がサポーターとして依頼のあった市町村の部会に出席 <p>* 出席した市町村：6市町村</p>	<p>* 今後も圏域内の全市町村に対して情報提供・共有・連携を目指していく。</p>

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

4. 宮古圏域（宮古福祉事務所）

部会名	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
① 相談部会	①相談支援部会	構成員：宮古島市障がい福祉課、多良間村住民福祉課、宮古島市社協、多良間村社協、宮古保健所、ナカボツセンター、宮古病院地域連携室、市就労支援部会長、市居住支援部会長	第1回5/24(月)、第2回2月予定 主な協議事項 ・圏域、市村、社協等の情報共有 ・精神障害者の地域移行の課題 ・市町村における地域移行地域定着支援事例の提出について	・地域や事業所における精神障害者への理解促進 ・地域での支援体制の構築
	②宮古圏域相談支援従事者等研修会	テーマ「コロナ禍をどう乗り越えるか～チームでのアプローチ方法を考えてみよう」 講義「沖縄県障害者自立支援協議会及び相談支援体制について」、「チームアプローチについて」 相談支援従事者等の資質向上を図り、相談支援体制の充実につなげる。	第1回11/9(火) 参加者…23名(Zoom) 講師 沖縄県障害福祉課 仲村美幸氏、北部圏域AD 安村勤氏、中部圏域AD 津波古悟氏 相談支援体制を学び、チームアプローチの重要性を学んだ。	・圏域で中核を担う相談支援専門員の育成 ・相談支援体制の構築 ・相談支援専門員の定着
	③サービス管理責任者連絡会	サービス管理責任者等が日頃の業務の悩みを相談できる関係作りを目的として開催。情報交換テーマは、出席確認時に参加者から募集。	第1回5/19(水) 参加者…3名 第2回8/18(水) 参加者…7名(Zoom) 第3回11/15(月) 参加者…12名(Zoom) 第4回2月予定 事業所での悩みについて、各事業所の状況や対応策等を出し合った。	・サービス管理責任者等同士の相談できる関係作り
	④精神障害をもつ家族への支援研修会	圏域での人材育成を目的として研修会を開催 身近な地域で精神障害者を支援する体制の構築を目指し、圏域Coの育成を図る。	11/27(土) 講師…PSW協会副会長 山城涼子氏、北部圏域AD 安村勤氏、各圏域Co等 参加者…21名（保健師、看護師、相談員、介護職員、サビ管等） 精神障害者の特性を理解し、事例検討を通し精神障害を持つ家族への支援方法を学んだ。	・圏域Coの人材確保
② 療育・教育部会	ペアレント・プログラムの実施、体制整備	【R2取組】 ①ペアプロ研修（9～11月）【中止】 ※新型コロナウイルスの影響により中止 ②ペアプロ意見交換会（10/16） ・次年度の体制を確認。宮古島市と連携し、保育所等へ呼びかけていく。 （市において3回分の講師報酬費の予算を確保）	【R3取組】 ①ペアプロ普及WG 第1回4/16、第2回7/15 第3回2月予定 ②ペアプロ研修（9月～11月） 新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、中止決定（9月）。 参加申込者：保護者6名、支援者(保育士)5名	・市でのペアプロ実施 ・地域の支援者(保育所)でペアプロを実施できる体制の整備
	「新サポートノートえいぶる」の活用促進	【R2取組】 「新サポートノートえいぶる」研修会【中止】 ※がじゅま～の発達障害研修プログラムの配信動画を周知。	【R3取組】 ①「新サポートノートえいぶる」研修会【予定】 講師：平岡禎之氏&ワッシーナ氏 講師2：宮古特別支援学校教頭 比嘉展寿氏 実習講師：沖縄県発達障害者支援センター 日時：2月5日(土)13:30～17:00 定員：60名(予定) ②教育事務所主催「えいぶるノート研修(7/6)」の障害福祉サービス事業所への周知	・教育機関への研修会周知 ・保護者の記入サポートの継続
	研修会の実施、研修体系の整理	①発達障害圏域別研修(Web) ・発達障害啓発講演会（1/31） 講師：酒井 昭成氏 参加者：61名 ②研修事業等の集約 ・第2回療育・教育部会において、研修のニーズ及び各機関の研修事業等を集約。	①「精神障害をもつ家族への支援研修会」 目的：子どもへの支援のための人材育成 講師：PSW協会山城副会長等 参加者：21名(保健師、看護師、相談員、介護職員、サビ管等) ②「新サポートノートえいぶる」研修会(2/5)	・圏域の課題や実情を踏まえた発達障害圏域別研修の実施 ・各機関の研修事業集約、連携

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

4. 宮古圏域（宮古福祉事務所）

部会名	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
	その他			① 医療ケア児のレスパイト 宮古圏域に医療ケア児の受入に対応したショートステイがない。 ② 小児医療体制整備 発達系の診断のできる医療機関の確保。 療育支援事業に係る中部療育医療センター再委託終了後の体制整備。 ③ コロナの影響による療育支援への影響 新型コロナ感染症拡大防止のため、中部療育支援センター来島の中止や受入人数の削減等の対策を取らざるを得ない状況がある。
③ 就 労 部 会	○障害者雇用企業等情報交換会 （宮古島市就労支援部会主催）	障害者雇用に取り組んでいる企業の実践報告等により、企業の障害者雇用について理解促進を図る。・企業側のニーズと障害者の特性について互いに理解を深め、一般就労への移行促進を図る。	新型コロナ感染症の影響により、今年度企業の実践報告会の開催は中止。雇用助成金等の情報発信を検討。	宮古島市の課題として、一般就労への新たな企業の参加促進があることから、ハローワークや障害者就労・生活支援センターと連携し、企業に対して障害者雇用の啓発活動を通じて柔軟な働き方への理解促進を図っていく。 既に雇用受入している企業については、企業内で障害者に対する理解を更に深めてもらいサポート体制の強化を目的に障害特性のセミナーを継続して開催していく。 また、就労準備性の向上支援の質の向上と、企業へ送り出す準備意識を高めるため支援機関にもセミナーへの参加呼びかけ、企業就労について連携を図る。 多良間村においては、企業数が少ないうえに福祉的就労の場がないことから、一般就労やアルバイト等の中で、福祉的視点から各々の特性に合った支援をしていく。
	○企業向け「障害者雇用セミナー」 （障害者就業・生活支援センター主催）	②企業、障害者支援機関に向け、各障害特性や職業的課題および配慮点や、雇用前、採用、職場定着に繋がるポイント等を専門的な視点で学んでいただきかつ宮古島で多くの障害者の皆様が企業による雇用環境や地域の支援環境がさらに向上することを目的とする。	「発達障害（7月）」 沖縄県発達障がい者支援センターがじゅま〜る オンライン形式：参加者数33名 「精神障害（9月）」 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄障害者職業センター オンライン形式：参加者数34名 「高次脳機能障害（11月）」 医療法人へいあん平安病院 オンライン及び会場開催（予定） 各界共通：ハローワーク宮古より助成金類の説明、参加者による意見交換	
	○「就労支援事業所情報紙」作成、発行（宮古島市就労支援部会・共同情報発信チーム）	各就労支援事業所の情報を冊子にまとめ、相談窓口や学校等へ配布。	①～④令和3年10月1日第1回宮古島市就労支援部会開催。今後の取り組みを検討。	宮古島市の課題として、就労継続支援B型事業所の工賃の向上や、共同受注化、経営力強化などA型も含めた福祉的就労の底上げを図る必要がある。市内の就労支援事業所、市障がい者自立支援協議会と連携し課題の解決に向け取り組む。
	○優先調達の推進、市委託業務の改善検討（〃・共同販売企画及び優先調達チーム）	ナイスハートバザールとの連携 市委託業務の受注方法等の改善検討		
	○就労支援事業所の人材育成（〃・人材育成機会創成チーム）	人材育成の研修企画		
	○研修事例検討集の作成（〃・事例検討作りチーム）	事業所の困りごと・対応方法について、事例集を作成し、共有する。		
	○障害者就労支援の場の確保（多良間村）	実習の機会を提供しつつ、障害者等が工賃をもらって働ける場・仕組みを検討する。	多良間村地域自立支援協議会で検討を行う。	多良間村地域自立支援協議会において、村の課題として共有し、対応策を検討する。
○障害者就労支援の場の確保（多良間村）	実習の機会を提供しつつ、障害者等が工賃をもらって働ける場・仕組みを検討する。	多良間村地域自立支援協議会で検討を行う。	多良間村地域自立支援協議会において、村の課題として共有し、対応策を検討する。	

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

4. 宮古圏域（宮古福祉事務所）

部会名	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
④ 住まい・地域支援部会	〈宮古島市居住支援部会〉 第1回6/24(木)、 第2回9/9(木) ①大家さんへ障がいの理解を広げる説明会（普及啓発）	大家さん向けの説明会を開催する。障害の特性や一人暮らしの障害者の事例などを説明し、前向きに協力してくれる大家さんを増やす。	宮古島市居住支援部会で説明会資料を作成したが、緊急事態宣言の延長に伴い、説明会が開催できなかった。来年の開催を目指す。	（協議予定） ・大家さんへの普及啓発 ・夜間、休日の相談体制 ・キーパーソン調整（協議が難しい課題） ・居住サポート事業を委託できる保証会社がない ・市市民間住宅の家賃高騰 ・宮古島市内にはあんしん賃貸住宅がない
	②宮古島市内の相談支援事業所へアンケート	時間外対応の有無や実施体制について、各相談支援事業所がどのような体制で時間外の相談対応を行っているのか、時間外の相談はどんな内容なのか、集計結果を居住支援部会や自立支援協議会で共有し、時間外の相談対応の課題や相談員の負担軽減に繋がる方法がないか等を検討したい。	今年度アンケート実施中（11月～12月）	・大家さんへの説明のため、相談支援事業所の夜間休日の相談体制、対応状況を確認する必要がある。
	〈退院促進連絡会議〉 (精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場) ※保健所主催	退院促進連絡会議を地域包括ケアシステム構築のための協議の場とする。	新型コロナウイルスの影響により今年度未開催	
	〈精神障害にも対応した地域包括ケアシステム事務局会議〉	令和3年度より事務局会議を福祉事務所が事務局を担う。 参加者…圏域AD、宮古保健所、市障がい福祉課、宮古福祉事務所	第1回中止(4/27予定) コロナの影響により保健所が参加できないことから中止。	今年中に会議を開催できるように検討し、協議体制を確認する必要がある。
	〈宮古圏域相談支援部会〉 第1回5/24(月) 第2回2月予定	・地域包括ケアの概要説明 ・構成員に社協CSWを含め、地域相談支援体制や課題について共有	精神障害者の地域移行、介護保険移行に課題について、情報共有及び検討を行った。	・高齢障害者の介護保険移行でのひっかかり ・地域の狭さによる精神障害者の受入に難色がある。 ⇒地域性の高い自治体の理解を得るには、繰り返しの説明が必要。

令和3年度 各圏域自立支援連絡会議の取組報告

5. 八重山圏域（八重山福祉事務所）

部会名	取組内容	取組の内容説明	取組実績	今後の課題及び提案事項
① 相談部会	八重山圏域の相談支援体制の改善に向けた協議と取り組みの場の設置	八重山圏域では、過去14カ所あった相談支援事業所が8カ所（令和3年11月現在）に減少しており、相談支援専門員の過重な負担が大きな課題となっている。 相談支援専門員の負担軽減と人材育成について検討し取り組む場として、令和4年度に圏域の自立支援連絡会議の下に相談支援部会を設置する。 今年度は他圏域のアドバイザーや圏域の相談支援専門員、関係機関と連携して、課題整理と部会設置に向けた準備を進める。	1 相談部会立ち上げに向けた準備 (1) 拡大準備会 ・5/14、7/19、9/14、11/19、1/27（予定） ・各圏域アドバイザーと八重山の相談支援専門員等による現状確認、意見交換、進捗確認。 ・石垣市担当課との意見交換。 (2) 準備会 ・4/23、6/16、10/13 ・福祉事務所と相談支援専門員による課題共有、拡大準備会に向けた内容検討。 2 八重山圏域障害者自立支援連絡会議（7/19） ・全体会で構成員に対して相談支援体制の課題と次年度の相談部会設立について報告。 3 他圏域研修等への参加 (1) 北部圏域相談部会(9/23) (2) 中部圏域相談支援従事者等研修会（9/24） (3) 宮古圏域相談支援従事者等研修会（11/9） ※ 八重山圏域相談支援事業所等連絡会 相談支援専門員を主体とした話し合いの場となるよう運営方針を見直し。	1 相談支援専門員の負担軽減と人材育成 ・相談支援専門員の減少と負担増加の対策が喫緊の課題である。 ・本圏域はアドバイザーが不在のため、引き続き他圏域アドバイザー等の助力を得ながら、事業所や市町と連携し、現任の相談支援専門員の負担軽減と新規人材の確保・育成に向けて取り組む必要がある。 2 圏域の相談支援部会の立ち上げ ・上記課題について協議し取り組む場として、令和4年度に圏域の自立支援連絡会議の下に相談支援部会を設置する。 ・市自立支援協議会や事業所等連絡会との役割分担について整理するとともに、圏域の相談支援専門員の理解を得る必要がある。
② 療育・教育部会	1 人材育成のための研修開催 2 圏域の実態把握 3 その他 医療的ケア児の支援	・圏域内、特に離島における支援者確保が課題となっているため、療育・教育部会として人材育成を目的とした研修・講座を企画、開催する。 ・石垣市が平成26年度に実施した学校向けアンケートを参考に、圏域で問題を抱えた児童生徒の把握を目的としたアンケート調査について検討する。 （調査は次年度を想定） ・レスパイト施設の設置に向けて医療機関も交えた協議の場としてWGの設置を検討。	1 コア会議 日時：令和3年7月26日（月） 場所：八重山福祉事務所 内容：圏域研修の内容調整 2 研修会「発達が気になる子ども達の支援Q & A」 日時：令和3年8月14日（土）14：00～15：30 （ZOOMによるオンライン開催） 内容： (1) 「支援のための5つの原則」(20分) 講師：ファーストハンドコミュニケーション 矢崎真一 (2) Q & A 質問コーナー（60分） 回答者：ファーストハンドコミュニケーション 矢崎真一、ぴっころ 落合晴子、ゆにばいしがき 西垣美津子、沖縄県発達障がい者支援センター 大城勇輝 参加：事前申込55名（保育所、幼稚園、こども園、小学校、放課後等児童クラブ、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、行政機関職員等） ※ 2月に第2回研修を予定 3 第1回部会 日時：令和3年11月15日（月） 場所：八重山福祉事務所 内容：各機関の取組報告／離島支援と圏域ネットワークの必要性／発達支援システムのアンケートの検討／発達支援者向け研修の報告・次回の検討 4 部会等スケジュール ・コア会議 7月26日（月） ・第1回部会11月15日（月） ・第2回 2月21日（月）	離島を中心に支援が必要な児童の実態把握と支援者の育成が必要。